

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中古資産の耐用年数の変更

Q：当社は、前期に中古車両を購入し事業用として使用しています。前期の減価償却費の計算は法定耐用年数により行いました。

しかし、中古資産については見積耐用年数を選択することができるので、今期から見積耐用年数に変更しようと考えていますが、よろしいでしょうか。

A：変更はできません。

【解説】

一般の減価償却資産の耐用年数は法定耐用年数によることとされていますが、いわゆる中古資産を取得して事業の用に供した場合の耐用年数は、その用に供した時以後の使用可能期間の年数（残存耐用年数）によることとされています。

この場合の中古資産についての残存耐用年数の見積りは、その事業の用に供した事業年度においてすることができるものであり、当該事業年度においてその見積りをしなかったときは、その後の事業年度においてはその見積りをすることができないこととされています。

また、中古資産を事業の用に供した後に耐用年数の短縮を必要とする事由が生じたときは別ですが、中古資産について見積耐用年数によっていないことを理由として耐用年数の短縮承認申請をすることはできません。

